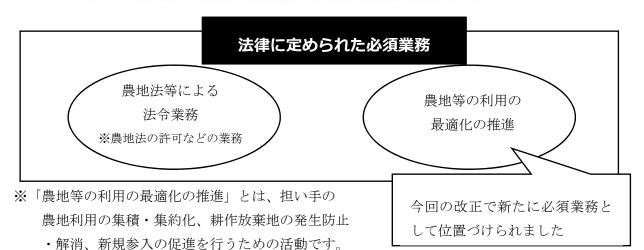
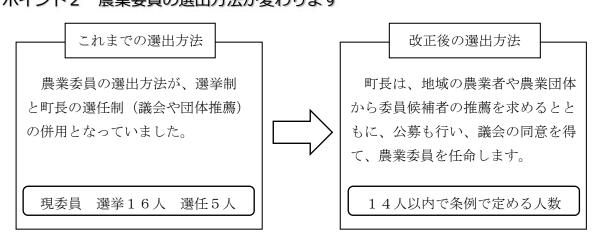
改正農業委員会法のポイント

平成28年4月1日から改正農業委員会法が施行されました。主な改正のポイントをお知らせします。

○ ポイント1 「農地等の利用の最適化の推進」業務が強化されます

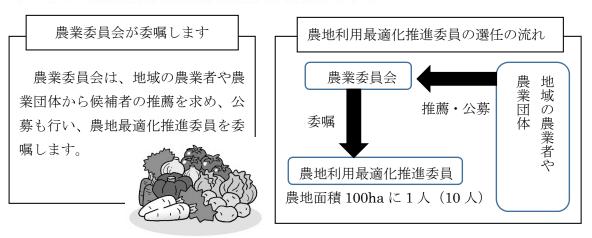


○ ポイント2 農業委員の選出方法が変わります



※注1 現松前町農業委員は、任期満了である平成29年7月19日まで引き続き在任します。 ※注2 平成28年1月1日現在の農業委員選挙人名簿の登載申請書の提出がなくなりました。

○ ポイント3 農地利用最適化推進委員が新設されます



○ ポイント4 農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して活動します

農業委員の役割

農業委員は合議体として最終的な 意思決定を行います。

また、推進委員と連携し、農地等の利用の最適化を推進します。

推進委員の役割

推進委員は、担当区域において、担い手の農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消など、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行います。



推進委員は、農業委員会の求めに応じ 報告・意見を述べます。

連携